

仙台市立学校施設の開放に関する規則実施要領

(平成 25 年 10 月 7 日教育長決裁)

(目的)

第 1 条 この要領は、仙台市立学校施設の開放に関する規則（昭和 50 年仙台市教育委員会規則第 11 号。以下「規則」という。）に関することを定め、もって学校施設の開放の適正な運営に資することを目的とする。

(管理運営委員会)

第 2 条 規則第 3 条に定める管理運営委員会は、次の関係団体等の代表者をもって構成するものとし、規則第 6 条に定める利用団体登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）の代表者は構成員として加入しなければならないものとする。

- (1) 学区民体育振興会
- (2) 町内会
- (3) 父母教師会（PTA）
- (4) スポーツ推進委員
- (5) 学校関係者
- (6) 登録団体
- (7) その他必要な団体

2 管理運営委員会の所管する事項は次のとおりとする。

- (1) 利用計画に関すること
- (2) 利用調整に関すること
- (3) 利用団体に対する管理指導に関すること
- (4) 記録（日誌等）の保存に関すること
- (5) 会計に関すること
- (6) その他管理運営に必要な事項

3 管理運営委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 管理運営委員会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副委員長 委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務長 委員長の指示を受けて会務を掌る。
- (4) 会計 委員会の会計事務を掌る。
- (5) 監事 会計を監査する。

(利用団体登録の手続)

第 3 条 規則第 7 条第 1 項に定める登録申請書は、学校施設の開放におけるスポーツ開放利用団体登録申請書（様式第 1 号）とする。

2 規則第 7 条第 1 項に定める書類とは、会則、名簿及び事業計画書とする。

- 3 利用団体登録を受けようとする者が会費等の徴収を行っている場合は、前項に定める書類のほか、収支予算書又は収支決算書を添付するものとする。
- 4 学区民体育振興会に属する団体については、二回目以降の利用団体登録の申請において前二項に掲げる書類の提出は不要とする。
- 5 利用団体登録の申請を受けた実施校の校長は、登録に関し管理運営委員会と協議することができる。
- 6 利用団体登録の申請内容に疑義が生じた場合、申請を行った者は実施校の校長または教育委員会が行う実態調査に応じなければならない。

(営利目的の利用)

第4条 規則第7条第2項第4号に定める専ら営利を目的とする利用とは、原則として次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 新聞・雑誌・折込チラシ等、有料の広告媒体を利用し、事業拡大を目的として広く会員を募集している場合
- (2) 企業が企業活動の一環として、団体の継続的な運営を行っている場合
- (3) 実費相当額を超える会費等を徴収して行う教室等の継続的な活動に利用する場合

(利用団体登録の有効期間)

第5条 利用団体登録は年度単位で行い、その有効期間は、利用団体登録を受けた年度の3月末日までとする。

- 2 毎年1月より翌年度の利用団体登録のため必要な手続を行うことができるものとする。

(利用団体登録に係る事項の変更等の届出)

第6条 規則第9条第1項の規定による変更又は廃止の届出は、利用団体登録に係る変更・廃止届(様式第2号)により行うものとする。

(利用手続)

第7条 規則第11条第1項に定める利用の申込は、利用を希望する実施校の管理運営委員会が定める方式によるものとする。

- 2 規則第11条第3項に規定する調整においては、学区内の団体を優先する。なお、ここでいう学区内の団体とは、学区内に居住する者が構成員の過半数を占める団体とする。

(利用者の責務)

第8条 登録団体は、事業を利用するにあたり次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 借用した鍵は適切に管理、保管すること

- (2) 利用後は清掃を行い、ゴミは持ち帰ること
- (3) 利用後は使用した備品及び設備の原状回復を行うこと
- (4) 利用後は備え付けの利用日誌に利用状況及び所定の事項を記入し、管理運営委員会に提出すること

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な項目は生涯学習課長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月1日から実施する。ただし、次項の規定は、平成26年1月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 利用団体登録のための必要な手続その他の行為は、この要領の実施前においても行うことができる。